

さがみはら津久井産材
利用促進・普及啓発
事業補助金

市域の約60%を占める豊かな森林を次の世代へ引き継いでいくため、相模原市では、木の良さを知っていただき、また木材を様々な場面で利用していただくこと目的として、不特定多数の利用者が見込まれる民間建築物において、積極的な木材利用を行う取組に対し、その経費の一部を補助します。

補助金制度のご案内

受付期間

9月1日（月）～9月30日（火）

※申請前に森林政策課へご相談ください

公共的建築物等への
さがみはら津久井産材利用促進事業



屋外デッキ



施設の部屋名プレート



看板・ベンチ



■ 補助対象事業

さがみはら津久井産材を利用し、そのPRを十分に図ること及び不特定多数の利用者が見込まれる施設の木造化・木質化を行う事業

■ 補助対象経費

- ①木造化・木質化のための工事費
- ②木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

■ 補助額

補助対象経費の1/2以内。ただし500万円を上限とする

※詳細は裏面へ！

◆補助対象者

木造化・木質化を行う対象施設のオーナー、運営者等。

◆木材使用量

木造化・木質化を行う箇所にさがみはら津久井産材を50%以上(体積換算)使用すること。

◆補助対象経費

- ①木造化・木質化のための工事費
- ②木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

◆補助金の額

補助対象経費の1/2以内。ただし500万円を上限とする。

◆交付を受けた者の義務

- (1)当該施設でさがみはら津久井産材が使用されている旨を明示し、木材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。
- (2)施設のホームページや配布物、SNSなどを活用した方法での表示に努めること。

◆財産処分及び転用制限期間

- ①木造化・木質化 8年
- ②木製什器等 5年

◆審査会の実施

補助金の申請前に事業提案書等を市長に提出し、審査会において補助金申請の適否を決定する。
(※省略要件あり)

※詳細な条件についてはホームページを確認いただくか、お問い合わせください。

【補助金申請の流れ】※下線部は申請者が行う手続き等

- ① 事業提案書の提出
- ② 審査会での審査
→事業説明及び質疑応答をしていただきます。
- ③ 審査結果の通知
- ④ 補助金交付申請書の提出
- ⑤ 補助金交付決定の通知
- ⑥ 事業着手
- ⑦ 事業完了(年度内)・実績報告書の提出
- ⑧ 額確定の通知
- ⑨ 補助金交付請求書の提出
- ⑩ 補助金の交付

※省略要件あり

🌳 さがみはら津久井産材を使うということ 🌳

■神奈川県の水がめである5つのダムを持つ相模原市。森林はその水源を保全するための重要な役割を担っています。市内の森林から生み出される「さがみはら津久井産材」を使用することは、森林や水源を守ることにつながります。

■収益が地域の林業に還元され、「伐って、使って、植える」という樹木のサイクルを通じて、森林の持続可能な経営が行えます。また、地域の経済の振興にもつながります。

ホームページ 相模原市トップページ > 暮らし・手続き > 環境・住まい > 環境 > 公園・自然 > さがみはら森林情報館 > さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金 > 公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業への補助

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026504/shinrin/index.html>

書類提出・お問い合わせ先

相模原市環境経済局 経済部 森林政策課

住所 〒252-5172 相模原市緑区中野6 3 3

電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474

E-mail shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa



HP QR コード